

倉敷市立第二福田小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめの認知件数は年間数件で推移している。学年は様々であるが、発生時期は6月初旬や11月下旬に見られる。認知されたいじめの多くは、冷やかしかからかい、悪口などである。その中には、ぶつかる、叩く、蹴るなどにまで発展しているものもある。現在、学級担任を中心に普段のかかわりや年数回のアンケート調査、教育相談により、いじめの把握に努めている。また把握した情報を教員間で共有する機会を職員会議や学年会等で設けている。未然防止の取組を推進するためには、教員間だけでなく、保護者や地域との連携も密にして、学校、地域を挙げた取組を行う必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校を挙げた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、管理職、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、人権担当、登校支援員等が参加する。場合によっては、該当学年の教職員も参加し、それぞれの立場から実効的ないじめの問題解決のための取組を行う。
 ・いじめが多く見られる時期に学級アセスメント(Q-U)やいじめ実態把握アンケートを実施したり、教育相談をしたりして実態把握、対応を密にして、早期発見に努める。また、得られた情報を教職員間で共有する。
 ・いじめの未然防止のために、日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

〈重点となる取組〉

・個人でいじめの実態を把握するのではなく、全教職員で事実確認や情報共有を行い、複数の意見をもとに対処の仕方を検討していく。
 ・冷やかしかからかい、悪口などが多く見られることを受け、実態に合わせ、各学年の全ての児童に対して、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。また、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中から、いじめを抑止する「仲裁者」が現れるような指導を行っていく。
 ・人権週間では、人権に関する授業や人権ポスター・標語作り、自他のよいところ見つけを通して、一人一人が互いに個性を認め合い、尊重し合うことができるようにする。
 ・学級アセスメント(Q-U)を実施し、その結果を基に、校内研修を行い、学年、学校全体で、いじめの早期発見、いじめへの対処を行っていく。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

・授業参観において、保護者や地域の方に道徳や特別活動等の時間を公開する。その後の保護者懇談会で、人権教育についての理解を深める。
 ・地域連携ボランティアとの連携をし、児童の学校内外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの未然防止及び早期発見に努める。
 ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るようにする。

学 校

いじめ対策委員会

〈いじめ対策委員会の役割〉
 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応。
 〈いじめ対策委員会の開催時期〉
 随時、開催(学級アセスメントやいじめ実態把握アンケートの結果を受けて)
 〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉
 学年団、生徒指導部を経て、直後の職員会議で全職員に周知。
 緊急の場合は、終礼等で伝達。
 〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉
 校長、副校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、該当担任、
 (必要に応じて)特別支援コーディネーター、養護教諭、人権教育担当、登校支援員、スクールカウンセラー、PTA 会長

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

・県教育委員会 ・市教育委員会 ・児童相談所

〈連携の内容〉

・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ (SSW等) の派遣、カウンセリングスタッフの派遣等

〈連携機関名〉

・水島警察署・子ども相談センター・児童相談所

〈連携の内容〉

・心の教育 (非行防止教室など) の実施
 ・定期的な情報交換

〈学校側の窓口〉

・副校長 ・教頭 ・生徒指導主事
 ・教務主任

学校が実施する取組

① いじめの防止	<p>・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。</p> <p>・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を各学年で行う。</p> <p>・人権週間において、各学年に応じた授業、自他のよいところ見つけ、いじめの「人権ポスター・標語作り」などの取組を通して、一人ひとりが互いに個性を認め合い、尊重し合うクラスづくりをするとともに、いじめを許さない意識の高揚を図る。</p>
② 早期発見	<p>・いじめ発見のきっかけが保護者からの訴えや学級担任の発見であることが多いことを受け、成長ノート、連絡帳、懇談会などをして、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に行う。</p> <p>・児童の実態把握のために、年2回の学級アセスメント(Q-U)といじめの実態把握アンケート、教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。</p> <p>・集団アセスメント(Q-U)を学年や学校全体で分析をし、児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行うように全職員で共通理解を行う。</p>
③ いじめへの対処	<p>・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、いじめ事実の有無の確認を行う。</p> <p>・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。</p> <p>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童およびその保護者に対して支援を行う。</p> <p>・いじめた児童に対して、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行う。また、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。</p>